

平成25年度 第3回

評 議 員 会

平成25年12月25日（水）

議 事 録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成25年度 第3回 評議員会 議事録

- 1 開催日時 平成25年12月25日（水）
午後6時30分から午後7時38分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 評議員の現在数 5名
- 4 出席者 評議員5名
議長（会長） 三輪 博行 評議員 鈴木 省悟
評議員 森田 邦夫 評議員 江幡 五郎
評議員 岩岡 由美子
- 5 欠席評議員数及び氏名 評議員0名
- 6 傍聴者 0名
- 7 議事日程
議案第8号 準職員就業規則の一部を改正する規則（案）について
議案第9号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則（案）について
議案第10号 フレックスヘルパー就業規則の一部を改正する規則（案）について
議案第11号 退職手当支給規程の廃止及び退職手当支給規程の制定（案）について
議案第12号 職員給与規程の一部を改正する規程（案）について
議案第13号 常勤役員の報酬及び賞与の額について
議案第14号 権利擁護事業実施規則の一部を改正する規則（案）について
議案第15号 平成25年度補正予算（第1回）について
報告事項1 公益認定申請の変更届について
報告事項2 本部事務所の社屋について
報告事項3 基本財産の運用について
報告事項4 理事長及び常務理事業務執行状況報告について

- 8 議事録作成者 理事長 長澤 博暁
- 9 議事録署名人 議長（会長） 三輪 博行
評議員 江幡 五郎
評議員 岩岡 由美子

10 議事の経過及び結果

議案第8号 準職員就業規則の一部を改正する規則（案）について

議案第9号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則（案）について

議案第10号 フレックスヘルパー就業規則の一部を改正する規則（案）について

三輪議長から、一括審議の申し出がなされ、他の評議員からは意見はなく一括して審議することとした。

中村総務課長から、提案理由の説明がなされた。

江幡評議員から、就業規則を労働基準監督署へ届け出ているのか、また、私の法人では、準職員という制度があり、それが3年経過したら常勤職員になれるチャンスがあるということであるが福祉公社では如何かという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、職員からこの提案に対する意見書を併せて届け出る予定であり、正職員の増員予定はなく、準職員から正職員への内部登用制度もあるが欠員が生じた場合のみ行っている旨の回答がなされた。また、今回の三つの就業規則改正（案）は、正職員への転用ではなく、1年ごとの期間の定めのある雇用を無期雇用とするものである旨の説明がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、議案第8号、議案第9号及び議案第10号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、本三案は可決承認された。

議案第11号 退職手当支給規程の廃止及び退職手当支給規程の制定（案）について

中村総務課長から、武蔵野市職員の退職手当に関する条例が一部改正されたことに伴い、市に準じて退職手当を支給している本公社もこ

れに合わせ、改正するところであるが、改正箇所が多く改正が困難なため、規程を廃止し、新たな規程を制定する旨の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第12号 職員給与規程の一部を改正する規程（案）について

中村総務課長から、東京都が給料表を改正したことに伴い、これに準じた改正した旨の説明がなされた。また、冬季報奨金、期末勤勉手当とともに職員代表を通じて周知し、職員代表から承諾する旨の意見書を頂いている旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第13号 常勤役員の報酬及び賞与の額について

中村総務課長から、提案理由の他、本来は前年度の評議員会において議決いただく議案であるが、公益法人移行の初年度に当たるためこの時期の上程となった旨の説明がなされた。

鈴木評議員から、別表第1に比べて報酬賞与の総額が減額になっているが、公益法人に移行したため月数が足りなくなり、減額されているのかという旨の質問がなされた。

中村総務課長から、その年度より前に評議員会で決定していただくところだが、今年の4月前はまだ公益法人ではなかったため公益法人に移行してからこの評議員会にかけさせていただいた、それが今になってしまったという旨の回答がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第14号 権利擁護事業実施規則の一部を改正する規則（案）

中村総務課長から、提案理由及び公益移行認定の変更届を東京都に提出する予定である旨の説明がなされた。

江幡評議員から、対象者の詳しい状況について質問がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、対象者は現在6名、年齢は30代から70台、対象像は、発達障害、精神疾患等で飲泉管理ができな

い方、視覚障害者で金銭出納ができない方等であり、お金は、来所又は振込等により行い、生活状況の把握や関係機関との連携も図りながら支援している旨の回答がなされた。

江幡評議員から、福祉事務所のケースワーカーとの定期的な打ち合わせなど行っているのかという旨の質問がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、毎月の報告の他、必要に応じてカンファレンスによる情報共有や支援内容の方向性の決定等行っている旨の回答がなされた。

江幡評議員から、平成27年度から生活困窮者自立支援法がスタートするので、被保護者に限らずボーダー層にもこのようなサービスが受けられるように検討いただきたい旨の要望がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第15号 平成25年度補正予算（第1回）について

中村総務課長から、提案理由及び補正内容について説明がなされた。

森田評議員から、生活保護受給者金銭管理の収入について、1万5,750円の月に70人となっているが、説明では今現在7名から6名ということについて質問がなされた。

中村総務課長から、延べ月数で見ているため、概ね6人の12カ月で70人位の見積である旨の回答がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

11 報告事項

報告事項1 公益認定申請の変更届について

中村総務課長から、報告内容について説明がなされた。

報告事項2 本部事務所の社屋について

福島常務理事から、報告内容の説明がなされた。

森田評議員から、市民社協の理事会での決定事項について質問がなされた。

福島常務理事から、市民社協としては、答申を踏まえ、購入の方向で進めるという旨の回答がなされた。

森田評議員から、大東京信用組合をお断りすることにより、セコムホームライフ社となるため、売買価格が上昇してしまうのではないかと、という旨の質問がなされた。

福島常務理事から、正式に購入というようなお話はしていないが、セコムホームライフが売却するとすれば、最大限どのくらいかといったような情報は若干お話をさせていただきながら、概ねその範囲内ならば購入が可能ではないかということ踏まえて検討させていただいているが、ただし、それは不動産鑑定なども踏まえ、適正な金額であれば購入をする形になる。そうでなければ、それが購入できないということもあろうかと思うため、今後の交渉次第だという旨の回答がなされた。

鈴木評議員から、その他の意見・質問4番「今回の話は公社の社員としてメリットがある話と理解しているが、福祉の会に参加した際、地域社協の方が大変心配しているということで、いろんな意見をぶつけていたということで、市民の方がどうとらえるかを意識していかないと、後になって批判のもとになり支障が出るのではと思っています。」という意見について、金額的には億単位になるので、公社と社協が購入することに関して、後から何か言われてもまずいのではないかと、という気もするため、市民の方の意見は如何かという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、その職員は地域福祉の会の会合にも参加し、そこでそういう意見が出ていたという意見ですが、市民社協は、検討委員会の合間合間に各関係団体に対しても直接別途説明会を開催し、意見を聞いていたと聞いている。その中で、地域社協、大勢の方がいらっしゃるので、これは全員が賛成というわけではなく、もちろん、検討委員会にも地域社協の代表者の方には入っていただき、その代表者の方はもちろんご賛成をいただいているが、関係者全員が賛成をしているわけではなく、その賛成ではない方のご意見としては、主に、市民社会福祉協議会が市の行政セクター的な業務の一環としてやっているからには、やはり、そういう市の複合施設に入居ができるような形で市が調整すべきではないかといった考えをお持ちだと聞いている。ですから、この場所がどうであるとか、ここの場所が悪いとか、大信のほうが良いとかといった形のご意見ではなく、そういった形で市の複合施設に入るようなことはできないのかといったご意見が、今も多

分そういうご意見の方がおられると聞いているが、概ね、大多数の方は賛成をいただいた上で社協の検討委員会で決定されたと伺っている旨の回答がなされた。

報告事項 3 基本財産の運用について

中村総務課長から、報告理由について資料に沿って説明がなされた。

報告事項 4 理事長及び常務理事業務執行状況報告について

長澤理事長から、次のように報告がなされた。

10月28日に武蔵野市の副市長と財政援助出資団体理事長としての意見交換会があり、それについてのご報告を申し上げます。

武蔵野市では、第五期長期計画において、財政援助出資団体に関する将来図像の検討として、今日、公共の概念は広がり、公共サービスの提供主体は市民活動団体や企業まで多様化していることから、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査する時期が来ている。そのため、財政援助出資団体でも経営改革を推進していくとともに、社会状況の変化を踏まえ、整理・統合を含めたあり方の検討が必要であるとしております。

昨年市が委託しました監査法人トーマツにより、市及び財政援助出資団体の課題と方向性について報告がされております。これらを踏まえて、副市長との意見交換の目的は、財政援助出資団体の見直しの検討を進めるに当たり、基本的な考え方を各団体と市が共有し、改革の方向性や実現に向けた課題について共通の認識を得るためとして設定されたものでございます。

副市長のほうから私に対して公社の課題についての質問がありました。質問に答える前に、私のほうからは、財政援助出資団体を市がどう位置づけるのか、これが一番最初に考えるべきではないかという旨の発言をさせていただき、副市長も同意をされました。

具体的に公社の課題について申し上げたところですが、1として財政、2として人材育成、3として事業の見直しの3点を示し、財政については、事業ベースで毎年度の赤字解消について検討中であること、人材育成については、研修や人事強化制度の刷新による改善について説明しました。3点目の事業の見直しについては、中心的な議論になりましたけれども、有償在宅サービス事業の見直しの方向性、ホーム

ヘルプサービスの公社の役割、この役割というのは、セーフティネットだとか、中小民間事業者への研修支援、介護保険制度見直しによる要支援者への対応等を説明したわけですが、そのほかに施設管理において、高齢者総合センターの運営を行う公社の役割として、民間事業者では困難な地域づくりについて説明しました。

副市長のほうからは、ホームヘルプセンターを公社が実施する必要性の有無について指摘がありました。指定管理事業については、事業ごとに、今、市の事業でございしますが、自主事業へ変更できないかというような発言がありました。ホームヘルプセンターにつきましては、先ほど申し上げました公益性の観点から必要であるという旨を述べましたけれども、副市長との議論は、余りこの部分ではかみ合わず終わりました。

指定管理事業については、自主事業に変更することは一定の条件があれば可能であるという旨を述べ、自主事業へ対する変更は可能であるというような趣旨のお話をさせていただきました。

最後に、副市長のほうから公社自身で事業の棚卸しをしっかりと実施してほしい、その上で社協等との統合の可能性も含め、あるいは、冠を残すかを含め議論しなくてはならないというような発言がありました。私のほうからは、副市長との意見交換の中で、公社のあり方を議論したところでございます。

副市長はこの12月で代わっておりますので、前副市長の会田副市長でございますので、その旨、ご了解いただければと思います。

福島常務理事から、次のように報告がなされた。

本年5月23日から11月30日までの業務執行状況について、定款第24条3項に従いまして、本年度の事業計画の中で重点項目と位置づけております4項目を中心に報告をさせていただきます。

まず、重点項目の1つ目、財政健全化計画の策定ですが、事業計画では、公益法人として運営基盤を強化し、良質なサービスの提供を持続可能なものとするため、慢性的な赤字体質からの脱却を目指し、各部門での事業収支の均衡を図る方策を検討するとしているところでございます。

このため、本年8月より財政健全化検討会議及び同ワーキングチームを設置いたしまして、8月の全体会議以降、月2回のペースでワーキングを開催し、事業ごとの収支改善案を検討しているところでございます。

今年度は、次に報告をいたします有償在宅福祉サービスの見直しも行っているところであり、今後の事業運営に未確定な部分があること、また、来年度が中長期事業計画策定年度となることから、検討内容を短期的な収支改善に限定をし、中長期を含む財政健全化計画は、来年度において中長期事業計画とともに策定していきたいと考えているところでございます。

次に、重点項目の2つ目、有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び財政整備でございますが、事業計画では、平成24年度に市が設置した福祉資金貸付制度見直し検討委員会からの提言を生かし、本年度は本格的な事業再構築の準備期間とし、平成26年度実施を目途に事業の抜本的な見直しを図るとしております。

このため、今年度当初より私を座長といたしました内部会議を設けまして、公社の権利擁護事業の概要及びその体制を検討するとともに、市理事者及び担当部署との協議を重ねているところでございます。

事業変更の内容ですが、現時点では有償在宅福祉サービスを経過措置を設けた上で廃止をし、地域権利擁護事業をメインに地域権利擁護事業では対象外となってしまう身体障害者についても同様のサービス提供を行うとともに、没後の対応や入院・入所等の際の支援等、利用者に安心を提供する付加サービスについても検討しているところでございます。

新事業の実施については、法的側面からの事業実施の可否や、実施にかかわる費用等について詳細に検討を行うとともに、事業の変更について、現利用者への説明や市民への広報を十分に行い、移行ができるよう、市と協議の結果、その実施を平成27年度からとする方向で進めていきたいというふうに考えています。

このため、来年度から変更するのであれば、事業の変更内容や体制についてご審議いただくところでございますが、今回はこの報告とさせていただきますと考えております。事業案が固まりましたら、改めてご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、重点項目の3つ目、福祉公社の経営を担う人材の育成体制の整備でございますが、事業計画では、今後市の派遣職員の引き上げが想定される中、職員一人一人の質の向上が緊急な課題となっているため、職員の育成を重点的に行うとともに、キャリアパス制度の積極的な活用、人事評価制度の刷新等を行い、職員の質の向上を目指しているところでございます。

このため、今年度は、研修においては全体研修の一部をワールドカフェ方式に改めるなど提案力の強化を図ったほか、業務外知識の強化のため、通信教育の助成を開始いたしました。

また、昇任制度においては、年功序列によらない昇任を行うため、勤務評定の能力評価・情意評価に加え、主任と課長補佐への昇任試験制度を新たに行うこととし、職員の組織内でのモチベーションアップを図ったところでございます。

次に、重点項目の4つ目、大規模災害時における危機管理体制の整備でございますが、事業計画では利用者の生活、市民福祉を確保するためには、危機管理体制の整備が急務であり、災害発生時のサービスの継続、福祉避難所の設営等について、市の防災計画に沿う形でさらに体制の整備を進めるとしてまいります。

このため、本年8月より、災害時対応計画検討会議及び危機管理マニュアル策定ワーキングチームを設置し、本年8月の全体会議以降月2回のペースでワーキングを開催し、危機管理マニュアル及びBCPの原案作成を行っております。

今後、ワーキングでの原案ができましたら、これをもとに検討会議での検討、市民社協等関係団体との調整を行い、危機管理体制を構築して参る予定でございます。

江幡評議員から、市の指定管理事業を自主事業に転換するという事について、詳しく説明を求める質問がなされた。

長澤理事長から、福祉公社では、高齢者総合センターでデイサービス事業、社会活動事業、北町高齢者センターのデイサービスセンター事業を、市が行う事業として、指定管理事業者として市の代わりに行っているが、指定管理事業は、ご案内のとおり、民間事業者との公簿により行政コストを下げているというものであり、市としてはその事業を継続していくのか、福祉公社のほうでデイサービスを福祉公社の自主事業として移すのか、それができるのかという質疑がございましたので、高齢者総合センターのデイサービスセンターは他と違いまして重度の方も利用されており、収支もかなり良好でございますので、自主事業として運営が可能であるとお答え申し上げました。

社会活動センターにつきましては、一定の市からの事業費補助を頂ければ実施は可能であるという発言をさせていただいた旨の回答がなされた。

三輪議長から、「BCP」という横文字について、詳しい説明を求

める質問がなされた。

福島常務理事から、事業継続計画であり、危機管理として、災害時など、どのように事業を継続させていくのかというような計画である旨の回答がなされた。

12 連絡事項

高橋管理係長から、次回の理事会の日程について、平成26年3月12日の水曜日、午後6時30分から、会場はこの会場で予定している旨の連絡がなされた。

以 上

本評議員会の決議を証明するため、議長及び議事録署名人において署名
押印します。

平成26年3月4日

議長（評議員会会長） 三 輪 博 行 ⑩

議事録署名人（評議員） 岩 岡 由美子 ⑩

議事録署名人（評議員） 江 幡 五 郎 ⑩